

# 「長崎市人権教育・啓発審議会」の概要

## 1 設置根拠

長崎市附属機関に関する条例第2条

## 2 設置目的

第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画を効率的に運用し、実効性のあるものとするため、計画の策定、実施、進捗確認、次期計画への反映までを対象として、幅広く市民の意見を求める必要があることから、市の附属機関として、学識経験者や関係団体の代表等を委員とする「長崎市人権教育・啓発審議会」を設置するもの。

## 3 審議内容

- (1) 基本計画の「事業の進行を管理する指標」(24件)の進捗状況等を確認し、年次的に検証する。
- (2) 基本計画の「施策の方向に沿って進行を管理する事業」(114件)の事業実績を確認する。
- (3) 基本計画の見直し時には、取組み内容や指標の設定等について調査審議を行う。

○長崎市附属機関に関する条例(抄)

昭和28年10月6日  
条例第42号

(設置)

第2条 執行機関及び上下水道事業管理者(以下「執行機関等」という。)は、別表第1のとおり附属機関を設置する。

別表第1(第2条関係)

(平27条例18・全改・一部改正、平27条例27・一部改正、平27条例40・旧別表・一部改正、平28条例6・平28条例28・平28条例40・平29条例3・平30条例2・平31条例19・一部改正)

附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務
市長	長崎市人権教育・啓発審議会	本市の人権教育・啓発に関する重要事項の調査審議に関すること。